

**航空法施行規則の一部を改正する省令案
(事業許可証の記載事項等を変更する件) について**

平成20年12月
国土交通省
航空局航空事業課

1. 背景

航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第100条は、航空運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない旨規定しており、国土交通大臣は、法第101条第2項の規定により当該許可をした場合は、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第210条の3第1項に基づき事業許可証を交付するものとされている。当該事業許可証の記載事項については、国際民間航空条約附属書(以下「ICAO附属書」という。)に準拠して、規則第210条の3第1項において規定しているところである。

近年、国際航空運送の安全の確保のため、各国において、自国に入国する外国航空運送事業者の監督国及び運航責任の所在等の情報を把握する必要性が増していることから、平成20年3月に開催された183会期理事会においてICAO附属書が改められ、事業許可証の記載事項が改正されたところ。これを受け、今般、規則について所要の改正を行うものとする。

2. 概要

◆事業許可証の記載事項の改正(規則第210条の3第1項関係)

ICAO附属書の改正にあわせて、運航管理者の氏名又は名称及びその連絡先を追加する等、規則第210条の3第1項において規定されている事業許可証の記載事項の改正及びこれに伴う所要の措置を講ずる。

◆経過措置(附則関係)

今回の改正以前に既に発行されている事業許可証については、法第137条の2に基づき所要の経過措置を設けることとする。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成21年1月下旬

施行：公布の日